

県営西公園官民連携事業

事業基本協定書（案）

令和6年4月

福岡県建築都市部公園街路課

※本事業基本協定書（案）は、事業実施協定の締結に向けた基本的な役割等を記載したものであり、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画の内容及び本県と公募設置等予定者との協議により、必要な範囲で記載内容を修正する。

目 次

第1条	(目的)	-----	1
第2条	(用語の定義)	-----	1
第3条	(基本的合意)	-----	2
第4条	(実施スケジュール)	-----	2
第5条	(事業実施協定締結に向けた準備等)	-----	2
第6条	(特別目的会社の設立)	-----	3
第7条	(その他必要な準備行為への着手)	-----	3
第8条	(事業実施協定の締結)	-----	3
第9条	(事業実施協定の不締結)	-----	3
第10条	(事業実施協定締結不調の場合の処理)	-----	5
第11条	(損害の賠償)	-----	5
第12条	(秘密保持)	-----	6
第13条	(個人情報の取扱い)	-----	7
第14条	(権利義務の譲渡等)	-----	7
第15条	(本事業基本協定の変更)	-----	7
第16条	(本事業基本協定の有効期間)	-----	7
第17条	(準拠法及び裁判管轄)	-----	7
第18条	(協議)	-----	7

別紙1：実施スケジュール

県営西公園官民連携事業 事業基本協定書（案）

県営西公園官民連携事業（以下、「本事業」という。）の実施に関して、福岡県（以下「甲」という。）並びに●●共同事業体を構成する代表構成団体としての●●（以下「代表構成団体」という。）、構成団体としての●●及び●●（以下、代表構成団体及び各構成団体を総称して又は個別に「乙」という。）は、以下の通り本事業に関する事業基本協定（以下、「本事業基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本事業基本協定は、本事業に関し、乙が公募設置等予定者として選定されたことを確認し、事業実施協定の締結に向けて、乙が実施すべき諸手続について定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本事業基本協定において使用する用語の定義は次の通りとする。

- （1）「公募設置等指針等」とは、甲が本事業に関して公表した令和6年4月19日付の公募設置等指針及びその付属資料（公表後の修正を含む。）、並びにそれらに関する質問に対して甲がホームページにおいて公表した甲の回答をいう。
- （2）「提案書類」とは、公募設置等指針等に基づき、乙が提出した提案書類及び提案書類の説明又は補足として乙が本事業基本協定締結日までに甲に提出したその他一切の文書（ただし、提案書類のうち、甲と乙の協議により変更された内容を含む。）をいう。
- （3）「公募設置等計画」とは、都市公園法第5条の3の規定に基づき、甲に提出する計画をいう。本事業においては、公募設置等指針第3章に基づき、乙が甲に提案する計画を指す。
- （4）「公募対象公園施設」とは、都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」をいう。
- （5）「特定公園施設」とは、都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」をいう。
- （6）「利便増進施設」とは、都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」をいう。
- （7）「その他公園施設」とは、福岡県が実施する基盤整備及びインフラ施設の設計・建設の対象施設をいう。

- (8) 「公募設置等予定者」とは、提案審査を経て、最も優れた提案を提出した者として甲が選定した者をいう。
- (9) 「事業予定者」とは、本事業基本協定締結後において、公園施設の基本設計や関係者との調整など、事業実施協定締結に向けた業務を行う者をいう。
- (10) 「事業実施協定」とは、本事業の実施に関して、甲と乙、公募対象公園施設の設置及び管理運営業務を実施する構成団体、特定公園施設の整備・譲渡業務を実施する構成団体、利便増進施設の設置及び管理運営業務を実施する構成団体、管理運営業務を実施する構成団体、との間で締結される県営西公園官民連携事業 事業実施協定をいう。
- (11) 「特定公園施設整備・譲渡契約」とは、甲と乙のうち特定公園施設を整備・譲渡する乙との間で締結される契約をいう。

(基本的合意)

- 第3条 乙は、公募設置等指針及び提案書類に基づき、乙が第8条第3項に定める日までに事業実施協定を締結すべく、誠実に対応し最大限の努力をする。
- 2 乙は、公募設置等指針等を十分に理解しこれに合意したこと、及び公募設置等指針等に記載の条件を遵守の上、甲に対し提案書類を提出したものであることを確認し、提案書類に記載の内容を誠実に履行するものとする。
- 3 提案書類に公募設置等指針等を満たしていない部分（以下「未充足部分」という。）があると甲が判断した場合、乙は、未充足部分につき公募設置等指針等を充足するために必要な措置を講じ、提案書類を訂正しなければならない。なお、乙は、本事業の公募設置等予定者として選定されたことをもって未充足部分の不存在が確認されたものではないことを確認する。

(実施スケジュール)

- 第4条 乙は、別紙の「別紙1実施スケジュール（予定）」に従って、事業実施協定の締結に向けた詳細協議、事前準備等を実施するものとする。

(事業実施協定締結に向けた準備等)

- 第5条 乙は、事業実施協定の締結に向けて、自らの責任と費用負担において、甲と誠実に詳細協議を行うとともに、公募設置等指針等及び提案書類を遵守するために必要な措置を行うものとする。
- 2 乙は、自らの責任と費用負担において、公募対象公園施設及び特定公園施設の基本設計を行うこととする。

- 3 本事業基本協定の締結後、甲からの書面により請求があった場合には、乙は甲に対し、速やかに提案書類の詳細を明確にするために、甲が合理的に要求する資料その他一切の書面及び情報を提出する。

(特別目的会社の設立)

第6条 乙は、本事業のみを実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する必要がある場合に限り、事業実施協定の締結までにSPCを設立し、設立後速やかに法人の登記簿謄本の写し及び出資者名簿を甲に提出するものとする。その後、登記事項及び出資者名簿等が変更された場合も同様とする。なお、SPCの設立に関するその他要件は、公募設置等指針等に定めた通りとする。

(その他必要な準備行為への着手)

第7条 乙は、事業実施協定の締結前であっても、本事業を遂行するため、自らの責任と費用負担において、公募設置等指針等及び提案書類を遵守するために必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

(事業実施協定の締結)

第8条 乙は、第5条、第6条及び第7条に定める諸手続を実施したことについて、甲の確認を得なければならない。

- 2 乙は、前項に基づく確認を得た上で、甲と[●（代表構成団体、公募対象公園施設の設置及び管理運営業務を実施する構成団体、特定公園施設の整備・譲渡業務を実施する構成団体、利便増進施設の設置及び管理運営業務を実施する構成団体及び管理運営業務を実施する構成団体 [提案に応じて契約当事者は調整]）]との間の事業実施協定の締結に向けた協議を行い合意に達した場合、事業実施協定の締結に向けた手続を行うものとする。

- 3 事業実施協定の締結は、令和●年●月●日を目途とする。

(事業実施協定の不締結)

第9条 事業実施協定の締結までに乙のいずれかが、本事業の公募手続きに関し次の各号の一に該当したときは、甲は、本事業基本協定を解除するとともに、事業実施協定を締結しない。

- (1) 本事業に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含み、以下本項において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「乙関連団体」という。）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正

取引委員会が乙のいずれかに対し、独占禁止法第7条の2（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下本項において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が、乙のいずれか又は乙関連団体に対して行われたときは、乙のいずれか又は乙関連団体に対する命令で確定したものをいい、乙のいずれか又は乙関連団体に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。以下本項において「排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙のいずれか又は乙関連団体に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業予定者等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に公募が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

(4) 本事業に関し、乙のいずれか（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、刑法（明治40年法律第45号。その後の改正を含む。）第96条の3、第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 事業実施協定の締結までに、福岡県警察本部からの通知に基づき、乙のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、本事業基本協定を解除するとともに事業実施協定を締結しない。

(1) 役員等（乙のいずれかの役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。その後の改正を含み、以下この項において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下項において「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定する者（構成員とみなされる場合を含む。）。以下本項において「暴力団構成員等」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団又は暴力団構成員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 暴力団又は暴力団構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたと認められるとき。

- (4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - (5) 暴力団構成員等であることを知りながら、その者を雇用し又は使用していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (8) 下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (9) 乙のいずれかが、第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第8号に該当する場合を除く。）に、甲からの当該契約の解除の求めに従わなかったとき。
- 3 甲は、乙が提出した応募登録提出書類並びに提案書類に虚偽の記載があったと認められるときは、乙の事業予定者の地位を解消し、本事業基本協定を解除し、事業実施協定を締結しないことができる。
- 4 甲は、乙のいずれかが、本事業基本協定の締結のときから事業実施協定締結までの間に、公募設置等指針等に定める参加資格要件を満たさなくなったときは、甲は、本事業基本協定を解除するとともに、事業実施協定を締結しないことができる。
- 5 本条第1項第1号から第4号及び第2項第1号から第9号までのいずれかの事由が生じたことに起因して、甲と乙が事業実施協定の締結に至らなかった場合、乙は、連帯して、●円【公募対象公園施設の設置管理許可の使用料に係る提案価格（提案期間の合計）の100分の20にかかる金額】の違約金を甲に支払う。
- 6 本条第1項及び第2項の場合を除き、乙の責めに帰すべき事由により、第8条3項に定める日までに甲と乙が事業実施協定の締結に至らなかった場合、乙は、連帯して、●円【公募対象公園施設の設置管理許可の使用料に係る提案価格（提案期間の合計）の100分の10にかかる金額】の違約金を甲に支払う。

（事業実施協定締結不調の場合の処理）

第10条 甲と乙が事業実施協定の締結に至らなかった場合には、既に甲と乙が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担し、前条第5項及び第6項に定める違約金の支払に係る債務及び次条に定める損害賠償債務を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(損害の賠償)

第 11 条 第 9 条第 5 項及び第 6 項に定める違約金の規定にかかわらず、本事業の公募手続に関し、第 9 条第 1 項第 1 号から第 4 号、同条第 2 項第 1 号から第 9 号、同条第 3 項及び第 4 項までのいずれかの事由が生じたことに起因して甲が損害を被った場合、又は乙のいずれかの責めに帰すべき事由により甲と乙が事業実施協定の締結に至らなかったことに起因して甲が損害を被った場合、当該損害のうち当該違約金を超過する部分について、甲は乙に対し賠償を請求することができ、乙はこれを連帯して負担する。

(秘密保持)

第 12 条 甲及び乙は、本事業又は本事業基本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げる以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 甲及び乙が本事業基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- (4) 開示の後に正当な権利を有する第三者から何らかの秘密保持義務を課されることなく取得した情報
- (5) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (6) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
- (7) 甲が法令又は福岡県情報公開条例等に基づき開示する情報
- (8) 甲が福岡県議会の請求に基づき開示する情報
- (9) 乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する情報（ただし、融資金融機関が、本事業又は本事業基本協定に関して知り得たすべての情報のうち本項第 1 号から第 6 号までに掲げる以外のものについて守秘義務を負うこと、及び本条第 2 項から第 4 項までにおける乙の秘密保持に関する義務と同等の義務を負うことについて、乙に対し事前に書面にて誓約した場合に限る。）

- 2 乙は、本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。
- 3 乙は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼などを行う場合など、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
- 4 前項の場合において、乙は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。

(個人情報取扱い)

第13条 乙は、本事業基本協定に基づき個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第14条 乙は、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、本事業基本協定上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、承継させ又はその他の処分をしてはならない。

(本事業基本協定書の変更)

第15条 本事業基本協定は、甲及び乙全員の書面による合意がなければ変更することができない。

(本事業基本協定の有効期間)

第16条 本事業基本協定の有効期間は、本事業基本協定締結日から事業実施協定締結日の前日までとする。ただし、本事業基本協定が解除された場合は当該解除の日までとし、事業実施協定の締結に至らなかった場合は、事業実施協定の締結に至る可能性がないと甲が判断して乙に通知した日までとする。

2 本事業基本協定の有効期間の終了に関わらず、第9条第5項及び第6項、第10条から第13条、第17条及び第18条までの効力は、有効期間終了後も存続する。

(準拠法及び裁判管轄)

第17条 本事業基本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従い解釈され、本事業基本協定に関する一切の紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は福岡地方裁判所とする。

(協議)

第18条 本事業基本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲と乙の間で協議して定める。

[以下本頁余白]

以上を証するため、本事業基本協定書●通を作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

●年 ●月 ●日

(甲) 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県
福岡県知事 服部 誠太郎 印

(乙) 代表構成団体
所在地
商号及び名称
代表者名 印

構成団体
所在地
商号及び名称
代表者名 印

構成団体
所在地
商号及び名称
代表者名 印

別紙1 実施スケジュール（予定）

日程	内容
令和6年9月（予定）	公募設置等予定者の選定
令和6年10月（予定）	事業基本協定の締結
令和6年10月～12月（予定）	基本設計 （公募対象公園施設・特定公園施設）
令和6年12月（予定）	公募設置等計画の認定
令和7年1月（予定）	事業実施協定の締結
令和7年1月～令和7年5月（予定）	実施設計 （公募対象公園施設・特定公園施設）
令和7年5月（予定）	特定公園施設整備・譲渡契約の締結
令和7年5月～令和8年3月（予定）	工事（公募対象公園施設・特定公園施設） 特定公園施設の検査及び譲渡 公募対象公園施設の設置管理許可 R8.3 供用開始予定